

26川健高事第1411号  
平成27年3月2日

養護老人ホーム 設置者  
特別養護老人ホーム 設置者  
軽費老人ホーム 設置者 } 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

特別養護老人ホーム等施設長の資格要件について（通知）

日頃から、本市の高齢者福祉の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、特別養護老人ホーム等の施設長資格については「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。」となっております。「社会福祉事業に2年以上従事した者」の具体的要件については、次のとおり通知します。

なお、この通知は内容を明確化するものであり、従来の取扱いを変更するものではありません。

1 「社会福祉事業に2年以上従事した者」

社会福祉施設の施設長など、直接利用者の処遇又はサービス提供を行う職員として従事した者とし、次の期間は従事した期間に含まないものとする。

- ・事務職員（事務長、事務員など）として従事した期間
- ・社会福祉事業でない事業所等（病院、有料老人ホーム等）において処遇職員として従事した期間

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 戸兵担当）

電話 200-2469（32651）

FAX 200-3926（32499）